

守ろう！自転車の交通ルールとマナー こども広報員募集

取材内容を本紙に掲載



昨年の取材の様子

夏休みの自由研究の題材にもなるよ

市は、小学生が取材した内容をこども市政ニュースとして本紙9月10日号に掲載する予定です。それに伴い、市政の疑問について取材をし、写真のモデルとして紙面に登場する「こども広報員」を募集します。

今回のテーマは「守ろう！自転車の交通ルールとマナー」です。近年自転車の利用者が増加し、自転車マナーや、自転車事故が大きな問題になっています。

自転車を安全に乗るためのルールや、10月から始まる自転車保険加入義務化などについて取材し、情報を発信してみませんか。

【取材日】7月23日(木)午前9時に市役所本庁舎正面玄関前に集合 ※予備日は27日(月)

【対象】小学5・6年生。7月4日(土)午前10時から職員会館で開催する事前説明会に必ず参加

【定員】3人程度

【申込】ハガキ(1人1枚)に「こども広報員希望」、希望した理由、住所、氏名(ふりがな)、学校名・学年、性別、電話番号を書き、6月24日(必着)までに広報課(〒662-8567六湛寺町10-3)へ。多数の場合抽選

問 広報課 (0798・35・3400)

未来づくりパートナー事業に提案募集

市は、市民の皆さんと協働で取り組む「未来づくりパートナー事業(第2回)」への提案を募集します。

募集区分は、市民の皆さんが自由な発想で提案する「自由提案型」と、市が設定するテーマ(課題)に対して市民の皆さんが提案する「テーマ設定型(今回のテーマは、日本と世界各国の食文化を通じた食育の推進)」の2つです。

提案内容に応じ、関係課と提案者が協議し、審査会で審査します。地域課題や社会的

課題の解決に向けた提案をお待ちしています。詳しくは市民協働推進課(市役所本庁舎7階)、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで配布している募集要領か市のホームページ(市政情報→政策・施策)をご覧ください。

【提案方法】募集要領に添付している提案書を7月10日までに市民協働推進課へ持参を

問 市民協働推進課(0798・35・3764)

60歳以上の皆さん 力を貸してください 提供会員説明会を開催 ～シニア世代の助け合い活動～

市は、助け合い活動を行う60歳以上の高齢者(提供会員)を募集します。それに伴い、次の日程で説明会を開催します。

活動の内容は、市内の65歳以上の高齢者(利用会員)の部屋の掃除や買い物代行、庭の草取りなどで、専門的な知識や技術は不要です。

活動を行った場合、内容に関わらず活動費1時間500円が利用会員から支払われます。

【日程・会場】いずれも午前10時から▷7月7日(火)…山口公民館▷14日(火)…鳴尾中央センター

【定員】あり



申・問 西宮市シニアサポートセンター (0798・67・0630)

中央病院の看護師募集

市立中央病院は、9月採用予定の看護師を募集します。募集要項・申込書は市立中央病院総務課(同病院3階)で配布しているほか、市のホームページ(市政情報→人事行政・職員採用)からダウンロードできます。試験は7月4日。

【対象】昭和48年4月2日以降に出生した免許取得者

【基本給月額】23万1504円～36万8704円 ※他に諸手当あり。基本給月額は平成27年4月1日現在の額。経歴、給与改定等により異なる場合あり

【定員】10人 【申込】6月26日まで

※来年4月採用の看護師募集(来春の国家試験で免許取得見込みも可)については、市のホームページをご覧ください

申・問 市立中央病院総務課 (0798・64・1515)

国民健康保険 保険料率決まる

国民健康保険の保険料は、①医療給付費分、②後期高齢者支援金分、③介護納付金分(介護保険第2号被保険者のいる世帯のみ)の3つを合わせたものです。平成27年度の保険料率・賦課限度額と、保険料計算方法は右表のとおりです。

保険料通知書を6月中旬に送付

平成27年度の保険料通知書を、6月中旬に送付します。納付方法が口座振替や特別徴収の世帯を除き、納付書を同封します。

問 国民健康保険課 (0798・35・3117)

(カッコ内は26年度の数值)

区分	①医療給付費分 限度額51万円 (51万円)	②後期高齢者支援金分 限度額16万円 (14万円)	③介護納付金分 限度額14万円 (12万円)
所得割額	平成26年中の基準総所得(※)		
	× 6.9% (6.9%)	× 2.2% (2.2%)	× 2.2% (2.2%)
	+	+	+
均等割額	被保険者1人につき		
	2万7720円 (2万7720円)	8040円 (8040円)	1万2720円 (1万2720円)
	+	+	+
平等割額	1世帯につき		
	2万1120円 (2万1120円)	6240円 (6240円)	なし
平成27年度保険料 限度額81万円 (77万円)			

◎平成27年度の保険料率・賦課限度額と計算方法

(※)基準総所得金額は総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いたもの

保険料ご質問コーナー

市は、保険料の算定方法等の質問や納付方法の相談のため「国民健康保険料ご質問コーナー」を設けます。

【設置期間】6月19日(金)～25日(木)の午前9時～午後5時。土・日曜は除く

【会場】市役所本庁舎2階252会議室



福祉医療費助成制度のお知らせ

市は、福祉医療費の受給資格申請があり、7月1日以降、受給対象となる人に、新しい受給者証(資格者証)を、受給対象とならなかった人に、資格停止の通知書を6月23日に発送する予定です(ただし、2年度以上続けて資格停止となる人で、送付希望が無い場合、通知書は送付されません)。助成制度は、下表のとおりです。該当すると思われる人で、申請がまだの人はお問い合わせください。

◎福祉医療費助成制度の種類(平成27年7月1日現在)

制度	受給対象者
乳幼児等医療・こども医療	中学生以下の子。小・中学生は扶養義務者(父母)等の所得制限あり。7月から制度を一部拡充。詳しくは右★印記事をご覧ください
母子家庭等医療	母子(父子)家庭の18歳到達後の最初の3月31日までの子(ただし高校在学中は20歳まで)とその養育をしている母、父または遺児で、本人(母または父)・扶養義務者等が所得基準額(※)未満
障害者医療・高齢障害者医療	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳A・B1とB2の一部、精神障害者保健福祉手帳1・2級などを所持する人で、本人・配偶者・扶養義務者等が所得基準額(※)未満
老人医療	65歳～69歳で世帯全員が平成27年度市町村民税非課税の人

★義務教育就学前児童の乳幼児等医療費助成制度を一部拡充

7月1日から、6歳到達後の最初の3月31日までの子全てが医療費の助成を受けられるよう、乳幼児等医療費助成制度を一部拡充します。ただし、扶養義務者の所得の区分により助成内容が異なります=下表参照。小学生以上の子の助成内容は変更なし。

◎乳幼児等医療・こども医療の概要(平成27年7月1日現在)

受給対象者	所得制限	一部負担金
0歳～1歳誕生月の末日まで	所得制限なし	入院・外来ともに一部負担金なし
6歳到達後最初の3月31日まで	所得基準額(※)未満…一般区分 所得基準額(※)以上…特定区分	一般区分…入院・外来ともに一部負担金なし▷特定区分…外来:1日800円限度、月2回まで。入院:1割負担、月3200円限度
15歳到達後最初の3月31日まで(小・中学生)	所得基準額(※)未満	入院・外来ともに一部負担金なし

(※)所得基準額…本人・配偶者・扶養義務者等全員の平成27年度市町村民税所得割額の合計が23万5000円(住宅借入金等特別税額・寄付金税額の控除前の所得割額)

問 医療年金課 (0798・35・3131)